

再意見書

平成 21 年 9 月 8 日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 100-8019

(ふりがな) とうきょうと ちよだくうちさいわいちょう
住 所 東京都千代田区内幸町一丁目1番6号

(ふりがな) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ かぶしがいしゃ 株式会社

わさい ひろみ
代表取締役社長 和才 博美

「競争セーフガード制度の運用に関する再意見の募集（2009年度）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

再意見提出者 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

意見提出者	該当部分	再意見
株式会社ケイ・オプティコム	(P. 1) 1 指定電気通信設備制度に関する検証 (3) 禁止行為に関する検証 1. 家電量販店を通じた営業活動について	<p>弊社は、NTT東日本・西日本とは個別に家電量販店と代理店契約を締結しており、また、家電量販店を通じた営業活動についても独立して実施しており、公正競争上の問題はないと認識しております。</p> <p>さらに、これまでも「競争セーフガード制度に基づく検証結果(2007年度)」(2008年2月18日総務省)及び「競争セーフガード制度に基づく検証結果(2008年度)」(2009年2月25日総務省)において、NTT東日本・西日本によるOCNの取扱いについては「不当性を有する差別的な取扱いであるとの論拠は十分ではない」との考え方が示されております。</p>
ソフトバンクBB株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社	(P. 20) 1 指定電気通信設備制度に関する検証 (3) 禁止行為に関する検証 3-1) 指定電気通信設備に係る禁止行為に関する検証 イ 禁止行為規制の運用状況に関する検証 一部の電気通信事業者に対する不当な優先的取扱い、及び量販店等への不当な規律干渉(ISP に対する差別的取扱い) OCN の優先的な取扱い	<p>このように公正競争上の問題が確認されていないにもかかわらず、新たな規制を導入することは、理由を欠くのみならず結果として弊社及び家電量販店が行う正当な営業活動を阻害するものであることから適当ではないと考えます。</p>
KDDI株式会社	(P. 6) 指定電気通信設備制度に関する検証 (3) 禁止行為規制に関する検証 3-1) 指定電気通信設備に係る禁止行為に関する検証 イ 禁止行為規制の運用状況に関する検証 ■ 県域子会社、ドコモショップ、量販店・代理店における営業活動	

意見提出者	該当部分	再意見
<p>ソフトバンクBB株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社</p> <p>KDDI株式会社</p>	<p>(P. 20) 1 指定電気通信設備制度に関する検証 (3) 禁止行為に関する検証 3-1) 指定電気通信設備に係る禁止行為に関する検証 イ 禁止行為規制の運用状況に関する検証 一部の電気通信事業者に対する不当な優先的取扱い、及び量販店等への不当な規律干渉(ISP に対する差別的取扱い) NTTグループカードによるセット割引</p> <p>(P. 7) 指定電気通信設備制度に関する検証 (3) 禁止行為規制に関する検証 3-1) 指定電気通信設備に関する禁止行為に関する検証 イ 禁止行為規制の運用状況に関する検証 ■NTTファイナンスによるNTTグループカードにおけるグループ各社の優先的扱い</p>	<p>弊社は、NTT東日本・西日本、NTTドコモとは個別にNTTファイナンスと契約を締結しております。</p> <p>各カード会社が各種通信サービス料金の支払いについて、カード払いにすることで特典ポイントを付与しているケースは多数存在しており、また、現状、NTTファイナンスでは当該特典の対象にNTTグループ以外の電気通信事業者も含めていることから、公正競争上の問題はないものと認識しております。</p>
<p>ソフトバンクBB株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社</p> <p>イー・アクセス株式会社 イー・モバイル株式会社</p>	<p>(P. 27) 2 日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証 (1) 検証の対象 NTTグループ内人事交流に係る実質的な一体経営</p> <p>(P. 5) 1 指定電気通信設備制度に関する検証 (3) 禁止行為に関する検証 3-2) 特定関係事業者制度に係る禁止行為規制の運用状況に関する検証 ■NTTグループ内の役員異動の禁止</p>	<p>再編成後の人事については、NTTの再編成に関する基本方針で示されたNTT東日本・西日本と弊社との間のルールを遵守しております。</p> <p>なお、人事交流によって公正競争が阻害されることがないよう、会社間人事異動時には役員を含めた全従業員を対象として退任・退職(転籍)後を含めた守秘義務等の遵守に関する誓約書の提出を義務付けるなどの取り組みを実施しております。</p>

<p>ソフトバンクBB 株式会社 ソフトバンクテレ コム株式会社 ソフトバンクモバ イル株式会社</p>	<p>(P. 28) 2 日本電信電話株式会社等 に係る公正競争要件の検証 (1)検証の対象 NTTグループの共同資材調 達</p>	<p>弊社は、NTT持株、NTT東日本・西日本、NTTドコモとは共 同の資材調達を行っておらず、個別に調達を行っておりま す。</p> <p>また、「個別の調達を行っていたとしても、共同資材調達 と同等の影響力がベンダー等に対して発生している可能性が あると考えられます。」という具体的な根拠も何ら示されていな いご意見は、そのような事実があたかも存在するような誤解を 広く一般に招きかねず、弊社の正当な事業運営を阻害する恐 れがあります。</p>
--	--	--

意見提出者	該当部分	再意見
ソフトバンクBB株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社 KDDI株式会社	(P. 29) 2 日本電信電話株式会社等に 係る公正競争要件の検証 (1) 検証の対象 地域会社と長距離会社の営 業業務集約 (P. 7) 指定電気通信設備制度に関 する検証 (3) 禁止行為に関する検証 3-1) 指定電気通信設備に 係る禁止行為に関する検証 イ 禁止行為規制の運用状況 に関する検証 ■NTTグループの法人営業 の集約	<p>法人営業については、お客様の利便性向上の観点から、弊社が有する大規模／グローバルICTソリューションのノウハウを活かしてお客様に対応するよう実施したものであり、弊社はNTT東日本・西日本とは引続き独立して営業活動を実施しており、再編成の主旨に反するものではありません。</p>
ソフトバンクBB株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社	(P. 30) 3. その他 NTTコミュニケーションズ殿による NTT東西顧客情報の保持	<p>弊社は、顧客情報の保持についてはNTTの再編成に関する基本方針で示されたNTT東日本・西日本と弊社との間のルールを遵守しております。</p> <p>また、弊社アウトバンド営業は、再編後に弊社サービスのご利用実績があるお客様に対して実施しているものです。ご利用実績のないお客様に対して「NTT再編の際に当該個人情報について継承したため、把握しており、それをういて営業している」といった営業は行なっておりません。</p> <p>よって、当該意見のように、弊社が加入者情報を不正に営業活動に利用しているような誤解を招く、事実に基づかない意見については取り上げるべきではないと考えます。</p>

意見提出者	該当部分	再意見
<p>東日本電信電話株式会社</p> <p>西日本電信電話株式会社</p>	<p>(P. 17) その他 【自社・グループ内通話無料サービスについて】</p> <p>(P. 14) その他 【固定電話と携帯電話の無料通話について】</p>	<p>NTT東日本・西日本の意見に賛同いたします。</p> <p>現在、小売市場において資本関係のある事業者間もしくは複数の小売市場を持つ事業者内において、携帯電話と固定電話の通話料を無料とする小売料金を設定しており、自社網内のトラヒックが増加していると想定されるにもかかわらず、一部の携帯事業者の接続料は、依然、他の携帯事業者の接続料と比較して高い水準にあります。あわせて一部の携帯事業者からは「自社内通話や自社グループ間通話の利用料金を無料にする一方で自社以外の携帯電話などから着信した場合に接続料を頂けるので利益を出すことが出来る」(2008年3月期ソフトバンク社中間決算説明会)とのコメントが出されており、通話料無料のコストを接続料に転嫁し、回収しているという懸念があります。</p> <p>現在、携帯事業者における接続料金については、「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」で議論されており、算定方式等のルール化について検討が行なわれているところですが、昨年来、各社から指摘のある、自社及びグループ内無料サービスについて、そのコストの接続料への転嫁の有無や、固定通信事業と携帯通信事業を1社(グループ)で提供している事業者の取引条件の実体等について、早急に検証する必要があると考えます。</p> <p>特に、社長自身が接続料から利益を得ているとコメントしているソフトバンクモバイル株式会社殿については、会計データの提出を求めるなど、厳正なる検証を行なうべきと考えます。</p>